

二・二六事件目次

主 二・二六事件判決の全文

陸軍省發表

(三)

謀 者 列 傳

嘆 五・一五事件との比較

阿部眞之助

兵 肅然たる氣持の中から

新居格

風 義名分を忘れる者

山川菊榮

大 義名分を忘れる者

小汀利得

判 決 想 の 効 果

石濱知行

感 屋 政 一 談

林房雄

一 文學者のノートから

武田麟太郎

ヒロイズムの危険性

尾崎士郎

想 感 する 對 に 決 判

(元)

80JU01530

日本法制史JH

處

刑

禁錮四年
元 將

校

今泉義道

人

村中孝次

死刑 (首魁)

陸軍步兵少尉

香田清貞

死刑 (首魁)

磯部淺一

死刑 (首魁)

陸軍步兵大尉

安藤輝三

死刑 (謀議參與又は群衆指揮)

水上源一

死刑 (謀議參與又は群衆指揮)

元 陸軍步兵中尉

栗原安秀

元 將 校

麥屋清濟

死刑 (同)

同

對馬勝雄

無期禁錮 (謀議參與又は群衆指揮)

常盤稔

死刑 (同)

同

中橋基明

無期禁錮 (同)

鈴木金次郎

死刑 (同)

同

丹生誠忠

無期禁錮 (同)

清原康平

死刑 (同)

同

坂井直

無期禁錮 (同)

池田俊彦

死刑 (同)

同

中島勝

元 陸軍步兵少尉

宇治野時參

死刑 (同)

元 陸軍砲兵中尉

田中勝

元 陸軍步兵少尉

長瀬清一

死刑 (同)

元 陸軍工兵少尉

安田莞爾

元 陸軍步兵少尉

渡邊清作

死刑 (同)

元 陸軍砲兵少尉

高橋太郎

元 陸軍步兵少尉

尾島健次郎

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

林田仲吉

元 陸軍步兵少尉

大木作藏

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

齋藤一三郎

元 陸軍步兵少尉

堀田宗次

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

前田吉

元 陸軍步兵少尉

田島宗次

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

永田露

元 陸軍步兵少尉

窪川保雄

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

堂込喜

元 陸軍步兵少尉

山本清安

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

新田吉

元 陸軍步兵少尉

藤倉勘雄

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

伊高正

元 陸軍步兵少尉

井森丑藏

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

桑原三郎

元 陸軍步兵少尉

內田富治

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

福原若男

元 陸軍步兵少尉

丸岩雄

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

井澤正

元 陸軍步兵少尉

福島理本

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

神谷治

元 陸軍步兵少尉

中島與兵衛

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

豐岡久

元 陸軍步兵少尉

坪井敬治

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

新井三郎

元 陸軍步兵少尉

倉友吉

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

渡邊春吉

元 陸軍步兵少尉

宮田清晃

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

門脇信夫

元 陸軍步兵少尉

中島清

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

奧村桑

元 陸軍步兵少尉

黑田清

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

小川正

元 陸軍步兵少尉

黑澤正

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

梶間正

元 陸軍步兵少尉

山本鶴一

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

木部正

元 陸軍步兵少尉

山本鶴一

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

元 陸軍步兵少尉

同

死刑 (同)

元 陸軍步兵少尉

同

罪 狀

被告人中、將校、元將校及重要な常人等が國家非常の時局に當面して激發せる慨世憂國の至情と一部被告人等が其進退を決するに至れる諸般の事情とに就てはこれを諒とすべきものなきにあらざるもその行爲たるや聖諭に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を紊り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を僭用し下士官兵を率ゐて叛亂行爲に出でたるが如きは其の罪寔に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處斷せり

又下士官、兵中有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り叛亂をなすに當り進んで諸般の職務に従事したるものと認め得べしと雖もその他の者にありては自ら進んで本行動に参加するの意志なく平素より上官の命令に絶對に服従するの觀念を馴致せられあり尙同僚始め大部隊の出動する等四圍の状況上之を拒否し難き事情等の爲已むなく參加しその後においても唯命令に基き行動したるものにして今や深くその非を悔い改悛の情顯著なるものあるを以て之等の者に對しては刑の執行を猶豫し爾餘の下士官兵は上官の命令に服従するものなりとの確信を以て其の行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり

判決理由書

動機と原因

(イ) 村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、對馬勝雄、中橋基明は夙に世相の頹廢人心の輕佻を慨し國家の前途に憂心を覺えありしが就中昭和五年のロンドン條約問題、昭和六年の滿洲事變等を契機とする一部識者の警世的意見、軍内に起れる滿洲事變の根本的解決要望の機運等に刺激せられ逐次内外の情勢緊迫し我國の現狀は今や默視し得ざるものあり當に國民精神の作興、國防軍備の充實、國民生活の安定等方に國運の一大飛躍的進展を策むざるべからざるの秋に當面しあるものと爲し時艱の克服打開に多大の熱意を抱持するに至れり。

尙この間軍隊教育に従事し兵の身上を通じ農山漁村の窮乏、小商工業者の疲弊を知得して深く是等に同情し就中一死報國共に國防の第一線に立つべき兵の身上に後顧の憂多きものと思惟せり。澁川善助亦一時陸軍士官學校に學びたる關係により同校退校後も在學當時の知己たる右の者の大部と相交はるに及び是等と意氣相投するに至れり。斯くて前記の者は此の非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特にロンドン條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ斯の如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の

尊嚴を輕んずるの致せる所なりとなし一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せんがため速かにこれ等所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり。

而して其の急進矯激性が國軍一般將士の堅實中正なる思想と相容れざりしに由り思想傾向相通する歩兵大尉大藏榮一、同菅波三郎、同大岸頼好等の同志と氣脈を通じ、天皇親率の下舉軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念を以て横斷的團結を敢てし又此の前後より前記の者の大部は北輝次郎及び西田税との關係交渉を深めその思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるやその思想根柢において絶対に我が國體と相容れざるものあるに拘らずその雄勁なる文章等に眩惑せられたために素朴純忠に發せる研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り國法を蔑視するに至れり。

而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及五・一五事件に於て深く同憂者等の蹶起に刺激せられ益々國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ずと爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を僭用するも已むなしとなす危險思想を包藏するに至れり。

斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換をなすと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者において軍隊教育に當り其獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思想を注入してその指導に努めたり次で昭和十年村中孝次、磯部淺一等が不穩なる文書を頒布せるに原由して昭和十年官を免ぜらるゝや著るしく感情を刺激せられ且上司よりこの種運動を抑壓せらるゝに及びて愈反撥の念を生じその運動頻に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繞りて起れる國體明微問題の進展と共にその運動益熾

烈となり時恰も教育總監の更迭あるやこれに關する一部の言を耳にし輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありとなし大いに憤激せるが會々相澤中佐の永田中將殺害事件に會し深くこの舉に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありとなすに至り就中此等重臣はロンドン條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも而も此等は國法を超越する存在なりと臆斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を僭用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動は現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明微、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎さしめることを企圖せるものなり。

(四) 竹島繼夫、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、常盤稔、林八郎、池田俊彦及び山本又も豫てより我國現時の状態を以て國體の本義に反するものありとなし特權階級を排除して所謂昭和維新を促進するの必要を痛感しつつありしが昭和八年前後より逐次村中孝次等の思想信念に共鳴し同志としてこれ等に接觸し遂に直接行動をも是認するに至れり。

計畫の内容

(一) 昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるる旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志により速かに事を舉ぐるの要ありと爲し香田清貞及び澁川善助と共に其の

準備に着手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗の事情或は相澤中佐贖起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且同志の決意を促しつつありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと看取し爾來各所において同志の會合を重ね近く決行することを定め且これが實行に關する諸般の計畫及び準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、龜川哲也等と所要の連絡をなせり。

(口) これが具體案を確定するため昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤輝三及び亡元航空大尉河野壽は栗原安秀方に會合し襲撃の目標方法及び時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及び歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出動せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及び決行の時期を來週中とすること等を決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對島勝雄に東京方面の情勢を告げ相談りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり。

(ハ) 同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し贖起の日時及び襲撃部署等に付き謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に贖起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害すること爲し得れば宮城坂下門に於て奸臣と目する重臣の參内を阻止すること及び警視廳を占據してその機能の發動を阻止すること並に陸軍省、參謀本部、陸軍大臣官邸を占據し中村孝次、磯部淺一、香田清貞等より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望すること等を謀議決定せり。

(ニ) 同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對島勝雄、竹島繼夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せをなせり、同日頃瀧川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一などと東京小石川區水達端二丁目直心道場その他において連絡の結果自らは神奈川縣湯河原町に於る伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及び同人は直接行動部隊に加はず専ら外部にありて被告人等の企圖達成のため策動すること等を謀議決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及び亡元歩兵大尉野中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊鏡太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり。

(ホ) 同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し贖起後企圖達成のため陸軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等においてこれを擔當すること及び部外参加者は廿五日午後七時迄に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり。

(ヘ) 以上謀議決定したる事項は極力之が秘密を保持しつゝ同月二十五日夕迄にその全部又は所要の部分を他の同志に傳達せしが同志はいづれも之を快諾若くは之に同意せり。

但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意思を有せざりしも前記計畫の示達を受けるや遂に小節の情義に従ひ或は強制的勸誘を排するの氣力を欠き麥屋は中隊附として又鈴木及び清原は各所屬中隊下士官兵を率ゐてこれに参加を決意するに至れるものなり。

(ト) 同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方において西田税及び龜川哲也と相會し愈々明二十六日拂曉を期し決行すべきことを告げ以て同人等と所要の連絡を遂げ、かつ龜川哲也より贖起資金若干を受領せり同日夜村中孝

次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合し前記襲撃及占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

一、陸軍大臣の斷乎たる決意に依り速に事態を收拾して維新に遠邁すること

二、皇軍相撃の不祥事を絕對に善起せしめざること

三、軍の統帥職變の元兇を速に逮捕すること

四、軍閥的行動を爲し來りたる中心人物を除くこと

五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聽き事態收拾に善處すること

六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄蹶起部隊を現占據位置より絕對に移動せしめざること
等を謀議決定し且村中孝次の起草したる蹶起趣意書なるものを印刷交付せり。

(チ) 是より先對島勝雄は同月十九日豊橋自宅に於て磯部淺一の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相談りて同時に豊橋市在住の同志を以て公爵西園寺公望を襲撃殺害すべきことを決定し同月二十日以後竹島繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、同鹽田淑夫、同板垣徹及び一等主計鈴木五郎に對しこれが參加を求めたるに板垣徹はその讃否を保留し他の三名はいづれもこれを承諾し同月二十三日對島勝雄、竹島繼夫及び鈴木五郎は連絡のため來れる栗原安秀より東京における襲撃計畫及決行日時等に關する決定事項の通達を受け靜岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること並に其の實行計畫の概要を謀議決定し其後對島勝雄、竹島繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹が兵力使用の點につき敢然反對したるため遂に公爵西園寺公望襲撃を中止し對島勝雄、竹島繼夫は急

邊上京して同志の行動に參加するに至れり。

行動の概要

かくて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行動せり。

一、將校中心の行動

首相官邸の襲撃

(一) 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對馬勝雄は内閣總理大臣官邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが、二月二十六日未明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士官等に所要の件を傳達し次で非常召集を行ひ機關銃隊全員を舍前に整列せしめ蹶起の趣旨を告げその一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂左衛門、土井清松、清水與四郎及び小館喜代松の四名並に總理大臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡田首相と誤認したために同人を殺害するに至らず。

藏相邸の襲撃

(2) 中橋基明、中島莞爾は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同人を殺害する任務を擔當し、二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊第七中隊下士官兵約百二十名を守備隊控兵と突入隊とに二分し前者は歩兵少尉今泉義道をしてこれを率ゐしめ、後者をもつて同邸内に侵入して高橋藏相を殺害すること等を決定し翌二十六日午前三時頃中橋基明、中島莞爾は同中隊營内居室に在りし今泉義道の許に到り昭和維新斷行のため高橋藏相の殺害に赴く旨を告げ且行動を共にすべく勸告したるも諸否を明にせざるをもつて中橋基明は我々と行動を共にすると否とは自由に委す但し驅起後は當然守備隊控兵の派遣あるべきを豫想せらるゝが故に控兵副司令たる貴官は唯控兵を引率せよと申渡し同室を立去れり、今泉義道は事茲に至る既にやむを得ずとなし中橋基明の意に従ひ行動せんと決意するに至れり。

次で同四時頃中橋基明は非常呼集を行ひ明治神宮參拜と稱し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し自ら突入隊を率ゐる同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同人を殺害し次で一同同邸を退去し中島莞爾は中橋基明の指示に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり一方今泉義道は暹羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋藏相私邸襲撃間待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後守備隊控兵を率ゐて守備隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬聯隊に歸營せり。

齋藤邸の襲撃

(3) 坂井直、高橋太郎、麥屋清濟、安田優は内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し、更に高橋太郎、安

田優は教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發同五時頃子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害しその際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃創を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、麥屋清濟は主力部隊を率ゐて陸軍省附近に到り尚高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計劃に基き赤坂離宮前において中田勝の交付せる軍用自動車に搭乘し教育總監渡邊錠太郎私邸に向ひ同六時過頃同邸を襲撃し妻と子の制止を排し同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり。

侍従長官邸の襲撃

(4) 安藤輝三は侍従長官邸を襲撃し侍従長鈴木實太郎を殺害する任務を擔當せるが二月廿六日午前三時頃非常呼集を行ひ全員を會前に整列せしめ同三時卅分頃兵營出發同四時五十分頃侍従長官邸を襲撃し侍従長に數個の銃創を負はしめ次で安藤輝三は侍従長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇願に依りこれを止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麹町區三宅坂附近に到れり。

警視廳占據

(5) 常盤稔、清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前二時頃各所屬中隊の非常呼集を行ひ准士官以下約五百名を指揮し同四時卅分頃兵營出發同五時頃警視廳に到

着し同廳司法省側及び櫻田門側道路上數ヶ所に機關銃、輕機關銃、小銃若干分隊を各配置して同廳の各出入口を扼し又同廳屋上に輕機關銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室に一部を配置して一時外部との通信を妨害せり。

陸相官邸占據

(6) 丹生誠忠は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周圍の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常呼集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹島繼夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到着し主力部隊を以て同官邸の表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり。

自動貨車を使用

(7) 田中勝は所屬野戰軍砲兵第七聯隊の自動車を用いてする輸送の任務を擔當したるが二月二十六日午前二時三十分頃下士官兵十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社參拜を爲すと稱し聯隊備附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛、側車附自動一輪車一輛にそれぞれ分乗せしめ之を指揮して午前三時十五分兵營出發、途中靖國神社に參拜し次で宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到着し磯部淺一の指示に依り直に乗用自動車に搭乗し且兵二名をして自動貨車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私邸襲撃の爲待合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨車を交付し次で同九時頃栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾等が東京朝日新聞社を襲撃するに當り乗用自動車一輛、自動貨車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備付の乗用自動車を使用し以て連絡輸送に任じたり。

新聞社を襲ふ

(8) 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾は同月二十六日午前九時頃下士官兵約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲ひ同社をして一時新聞發行を不能ならしめ次で東京日日新聞社、時事新報社、國民新聞社、報知新聞社及び電報通信社等の各社を廻り蹴起趣意書を配布しこれが掲載を要求して首相官邸に歸還せり。

外部よりの應援

(9) 澁川善助は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野伸顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は外部に在りて同志等の企圖を達成せしめむがため同月二十七日夜麹町區九段一丁目中橋照夫と相談り豫て氣脈を通じ居たる山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を擧げしむる事に決し之が實行の爲前記中橋に拳銃及同實包を與へ更に栗原安秀に依頼し某銃砲店より右拳銃用實包三百發を入手せむとしたるも事發覺して目的を遂げず同月二十六日以後歩兵大尉松平詔光等と連絡し外部情報の蒐集に努め之を同志等の部隊に通報し居たるが二十八日安藤輝三の部隊に投じて士官を鼓舞激勵し同日夕陸相官邸に到り諸般の助力をなし又坂井直と同官

邸附近警戒線を巡視して區域を與へたり。

湯ヶ原に牧野伯を襲ふ

(10) 亡河野壽は神奈川縣湯河原町伊藤屋旅館貸別荘に滞在中の牧野伸顯殺害の任務を擔當し二月廿五日夜豫て栗原安秀の招致に依り歩兵第一聯隊に集合せる歩兵軍曹宇治野時參外兵一名並に民間の同志宮田晃、中島清治、黒田規、水上源一及び綿引正三を指揮し輕機關銃二銃其他を携行し翌廿六日午前零時四十分頃自動車二輛に分乗出發し同五時頃湯河原町に到着し伊藤屋旅館貸別荘を襲撃して牧野伸顯殺害の任務を擔當し牧野伸顯を搜索したるも之を發見し得ざるにより同人を燒殺せむとして同別荘に放火して之を燒燬し右襲撃に當り護衛巡查皆川義孝を射殺したる外附添看護婦森すゑ江に銃創を折柄消火のため駆付けたる岩本龜三に銃創を負はしめたるも遂に牧野伸顯殺害の目的を遂ぐるに至らず此間水上源一は亡河野壽の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾余の者を指揮督勵し率先拔刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を燒殺せむとして家屋に火を放ち或は消火の爲駆付けたる者に對し刀を振舞して威嚇制止に勉むる等の行爲を敢てせり、亡河野壽等は右襲撃の際負傷したるに因り一同東京第一衛戍病院熱海分院に到りしが同所に於て各縛に就きたり。

維新斷行を要望

(11) 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸相官邸、陸軍省及び警視廳を占位し麹町區西南部地區一帯の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首腦部に對する折衝工作を支援せり。

前記香田清貞、村中孝次、磯部淺一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到着陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して賑起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の状況を説明したる後維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將、古莊陸軍次官、山下少將、満井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せらたき旨要請せり。

この間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表玄関前に於て折柄來合せ居たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人に銃創を負はしめたり。

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首腦部に於て起案したる説得文を讀聞け説示せられたるも之に服せず。

第一師管戰時警備の下令せらるるや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめむとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮下に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令中の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態を持續せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判斷し益々其の所信を深め其の企圖を斷行推進せむと志すに至れり。

幸樂・山王ホテル等へ撤退宿泊

(12) 同月廿七日朝村中孝次は満井中佐等の勸告により陸軍省參謀本部の執務の便宜を顧慮し同地を解放し寧ろこの際各所屬部隊に引揚ぐべき旨同志に提議せるが一同の容るる所とならず結局首相官邸及び新議事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將參謀長安井少將等に對し厥起の趣意並に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮小せる件を説明し現警備狀態を暫く是認せられたく否らざれば軍隊相撃の危險性ある旨を力説し次で村中孝次、磯部淺一等は北輝次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却て先づ小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農相、文相各官邸、料理店幸樂及び山王ホテル等に宿營せり。

現位置を固守して抗戰を決意す

(13) 二月廿八日朝村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして速に歩兵第一聯隊兵營附近に集結せしめらるゝにより同中尉はその指揮にある部隊を率ゐる小藤大佐の指揮に入り行動すべき

旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對しその措置の不當を難ぜるが會々小藤大佐は戒嚴司令官に對し下されたる占據部隊を速に原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基き第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時な

りしも同人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前後して村中孝次、香田清貞、對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長及び參謀長に對し

勅命の下令なき様々旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに山下少將來邸しこれ等首腦者に對し勅命に基き行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所ありよつて首腦者一同會議の結果自決の決心をなし偶說傳に來れる師團長及び小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨誓ひたるも北輝次郎、西田税等の電話激勵と一部幹部中同朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに稽へ復歸命令は眞の大御心に非るべしと主張するものあり又第一線を指揮しありたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽くまで現位置を固守して抗戰せむと決意し同月廿八日夕より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王ホテル等に位置して戰鬪準備をなすに至れり。

野中四郎の自決

(14) 斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對しこれ等部隊の指揮權を解除し一般包圍部隊に對し廿九日朝を期し一齊に占據地區の掃蕩を下令するに至りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝ラデオ放送並に撒布せられたるピラ等により勅命に基き行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先には被告人等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり爾後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したる

も一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を斷念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に出首せり

二、下士官兵等の行動

輕機を率ゐて参加す

(15) 大江昭雄及齋藤一郎は二月二十五日夜中橋基明より明朝他部隊と共に厭起すべき旨申聞かされたところ大江は豫てより舊上官たる同人より昭和維新斷行の要に付啓蒙を受け同人等の企圖の一部を知悉し居たるより本屬の指揮系統を離れてこれに参加せんことを決意し齋藤一郎も亦豫てより中隊長代理たる同人が國家革新思想を抱懐しあることを知り得たるをもつて同人が命令に假託して犯罪を強要するものなるを諒知したるも平素の情誼上これを拒み得ずして参加を決意し廿六日非常召集により中隊兵員と共に中橋基明指揮の下に屯營を出發し同五時頃高橋邸に到り齋藤一郎は同邸屋内に闖入し藏相の所在を搜索したる上同邸を退去し次で中橋基明と共に守衛第二小隊長として宮城内の警戒に任じたり。

大江昭雄は輕機二箇分隊を率ゐ前記高橋邸前方路上に於て憲兵警察官に對し警戒したる後部下を率ゐて首相官邸に赴き栗原部隊に合流し之と共に行動し居たり。

陸軍通信所の遮斷

(16) 前田仲吉は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新斷行のため厭起する旨を告げられ次いで二十六日午前二時三十分頃同人より厭起趣意書と題する檄文を讀み聞かされ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げらるゝや直に参加を決意し非常召集により中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ゐて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり。

機關銃小隊長として活躍

(17) 尾島健次郎は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新斷行の旨告げらるゝや豫て同人より國家維新の思想を注入せられこれに共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直にこれに参加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵員約六十名を率ゐ總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒をなさしめ且自ら其の警戒線を巡視し爾後引續き部下を率ゐて同官邸に位置せるものなり。

聯隊彈藥庫を開扉す

(18) 林武及び新正雄は二月二十五日夜所屬中隊遇番士官たる坂井直より厭起の趣意を告げらるゝや自ら進んで本行動に参加する意志なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服従關係に拘束せられその違法なることを推知しつゝもやむなく齋藤内大臣邸襲撃に参加せり。

尙新正雄は出發前坂井直の指揮に依り聯隊彈藥庫を開扉し實包を取出しこれを各中隊彈藥受領を取出しこれを

各中隊彈藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に参加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり。

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐる同邸内に侵入し坂井直の命により輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ同所より屋内に入り齋藤實の所在を搜索して階上寢室に闖入し坂井直等が齋藤實を射撃したる際拳銃六發を發射せり、尙林武に右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として参加せり。

鈴木侍從長に拳銃發射

(19) 永田露及堂込喜市は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝蹶起して鈴木侍從長を襲撃すべき旨を告げらるゝや同人が命令の強制下に参加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして出動を決意し小隊長の任を帯び安藤輝三指揮の下に屯營を出發し二十六日午前四時五十分頃前記侍從長官邸附近に到り永田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し又堂込喜市は第二小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸表門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に隨ひ部下を率ゐて陸軍省、新議事堂、幸樂及び山王ホテル等に位置したり。

統率を紊りて参加す

(20) 立石利三郎は第七中隊長たりし亡野中四郎より本行動に参加を求めらるゝや所屬隊週番士官に何等報告する事なく統師を紊ることを承知し之に同意し同機關銃隊下士官四名、兵約七十名を指揮し機關銃八及び同實包を携行して野中部隊の警視廳襲撃に参加せり。

安藤輝三に共鳴

(21) 伊高花吉は安藤輝三の思想に稍共鳴しありしが二月二十五日夜所屬中部隊鈴木金次郎に伴はれ第七中隊長亡野中四郎の許に到り参加の決意を促さるゝやこれに同意し且統師を紊ることを察知しつつ第十一中隊附須田軍曹に参加を勧誘せり出動後は警視廳占據部隊に加はり輕機關銃分隊長として兵二十名を率ゐる同應前の警戒等に任ぜり。

國體の研究と直接行動

(22) 北島弘、渡邊清作、青木銀次、長瀬一は二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より蹶起の趣旨を告げらるゝや直にこれに同意し次で長瀬は蛭田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく竊かに二年兵の一部を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋藤實私邸の襲撃に参加せり。

右襲撃後更に蛭田及長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に参加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射撃破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續て寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を

首謀者列傳

元將校

元歩兵大尉 香 田 清 貞 (廿四歳)

明治廿六年九月四日、佐賀縣小城郡三日月村久米三一七、當時佐賀縣勤務特務曹長香田卯七の長男として生れた。仲々聰明伶俐な子供で同村小學校を首席で卒業、縣立小城中學に進んだが、選ばれて佐賀縣育英會の給費生になり熊本幼年學校に入學、陸軍士官學校に進んで大正十四年七月村中孝次などと一緒に第卅七期生として卒業、同年十月歩兵少尉任官と同時に歩兵第一聯隊附となり、昭和三年十月中尉に昇進、中尉時代に富美子夫人(廿六歳)と結婚して同九年三月には大尉に進み歩兵第一聯隊中隊長になつたが、間もなく天津駐屯軍の歩兵中隊長として出動して河北省唐山に約一年間駐屯してゐた。昨年六月凱旋、府下武藏野町吉祥寺六一九に富美子夫人と

長女清美さん(五歳)長男茂君(四歳)の親子四人水入らずの家庭を營み、同年十二月歩兵第一旅團副官に轉じて事件迄その職にあつたもので、私生活に於ける彼はよき父よき夫といふ以外には何の變つたところもなく、悲憤慷慨的言辭を弄するでもなく、たゞ日蓮宗を篤く信奉して常に法華經典を誦してゐた。趣味といへば歴史書を讀む程度、だから叛亂軍首腦部のなかに彼の名を見出して呆然驚愕した同僚も多かつたといふ。

嚴父卯七氏は退役後永く舊藩主鍋島子爵家に家扶を勤めてゐたがその後某保險會社に入り現在は原籍を世田谷區上馬町一の四九〇に移してこゝに住んでゐる。そして事變後吉祥寺の家を疊んで愛兒二人と共に移り住んで來た嫁の富美子夫人等と共に、外部との交渉も一切斷つて、お題目三昧、佻しくも暗い謹慎の毎日を送つてゐる。

元歩兵大尉 安 藤 輝 三 (卅二歳)

彼は原籍岐阜縣揖斐郡揖斐町三輪五一、安藤榮次郎(六九歳)の三男明治廿八年二月廿五日の出生だが、父榮次郎氏が鹿兒島、石川、栃木、長野各縣下に英語教師として轉々移り住んだので彼も少年時代を各地に轉々し、故

郷といふべきものを持たぬ一人であつた。長じて軍職を望み、陸軍士官學校に入り、大正十五年七月第卅八期生として陸士卒業、同年十月歩兵少尉に任官と同時に歩兵第三聯隊附となつたが、この頃の校長こそ元教育總監眞崎三郎大將であり、彼の同期生中には磯部淺一などもゐた。昭和四年十月中尉に進み、同六年静岡市士太夫町紙商佐野益藏氏の長女で縣立静岡高女を卒業したばかりの現ふさ子夫人(廿四歳)と結婚し、その後慶應普通部英語教諭兼舍監として世田ヶ谷區上馬町一の八六六に住んでゐた父榮次郎氏の許に同居してゐた。昭和九年八月大尉に昇進して大隊副官になつたが十年一月歩兵三聯隊第六中隊長になり事件當時もさうであつた。

彼も香田と同様日蓮宗を深く信じてゐたが非常な硬骨漢で、頭もよく、平常は餘り喋らないが興至れば談論風發、多少才子肌のところもあつた。内心に燃ゆる氣概はやゝもすれば反抗的になりがちであつた。ふさ子夫人の語るところによれば給料の殆んど全部を部下におごつてしまつて僅か五圓位しか家に持つて歸らぬことも屢々だつたさうである。

世田ヶ谷の自宅には父榮次郎氏の他、ふさ子夫人と長

男輝雄君(三歳)次男日出夫君(二歳)の二兒及び實妹ふじえさん(廿三歳)などが世を佗びて音もなく暮してゐるが、長兄榮一氏(卅六歳)は満鐵に、次兄徳一氏(卅四歳)は丸の内大多喜天然瓦斯會社に勤務してゐる。

元歩兵中尉 栗 原 安 秀 (廿九歳)

明治四十一年十一月十七日、退役陸軍歩兵大佐栗原勇氏の長男として佐賀縣神埼郡境野村犬堂に生れたが現在原籍は日黒風駒場町八〇四住所も同じである。少年時代には身體が弱かつたので両親は醫者にでもしてやつたらと考へてゐたが、彼は軍籍に入ることを希望し、私立名教中學の四年から陸軍士官學校に入つた。小學時代から首席でとほしたくらゐで、成績もよく、第四十一期生として昭和四年七月陸士卒業、同年十月歩兵少尉任官と同時に歩兵一聯隊附となつたが少尉時代には名譽の聯隊旗手をつとめた。そして上海事變にも機關銃隊附として出征實戰の洗禮をうけて凱旋、七年十月には中尉に進み八年五月戰車第三聯隊附として轉出したが十年三月再び歩兵第一聯隊に歸つて事變に及んでゐる。

趣味としては父勇氏の感化をうけて少年時代から好ん

で繕いた歴史書などであるが、殊に日本歴史の研究には相當専門的な見識を備へてゐた。

目黒の自宅には父勇氏(五七歳)の他に母克子夫人(五四歳)及びみづ江夫人(廿三歳)の他弟の春季君(廿六歳)啓君(廿四歳)妹の香志満さん(十八歳)香壽美さん(十四歳)などがあるが夫婦間にはまだ子供はなかつた。

嚴父勇氏は歴史研究では一家をなす現に「日本義史」などの著書もあり、數年前から國防献金の一錢貯金會を興して、退役後も大いに國家のために努力してゐる志からの愛國の士であるが、愛兒の宿命には流石に非常な衝撃をうけて去る四月廿四日には曹洞宗の鈴木天山師から得度をうけ「如山」の妙號を授かつた。頭を丸め、袈裟をまとひ、手には珠數をつまぐりつゝ朝に夕に念佛三昧の生活は知人を泣かしてゐるが、勇氏は近く、亡兒の罪障消滅のため全國行脚に飄然旅立つといふ。

またみづ江夫人は人前では泪一滴見せぬ健氣さだが、毎日据ゑる膳には夫が好んだ酢の物をつけ、軍服の他にはたゞ一枚しか持つてゐなかつた粗末な木綿の春衣に僅かに残る夫の面影を偲んでゐる。

送つてゐる。

更に奇縁とでもいふのか、丹生元中尉の伯母は×××の亡妻の實兄に縁づいてをり、丹生家と××家とは間接ながら姻戚關係にあつたのである。

元歩兵中尉 中 橋 基 明 (卅歳)

役陸軍少將垂井明平氏(七十歳)の次男として明治四十年九月二十五日の出生。原籍は佐賀市水ヶ江町五八となつてゐるが、それは幼時實母こうさん(六十歳)の母、即ち彼にとつては母方の祖母中橋米千代万石の許に養子として入籍したためで、實際には今日までずうとと兩親の膝下に育ち、養家には殆んど行つたことがなかつた。

昭和四年七月栗原と同期の第四十一期生として陸士卒業十月歩兵少尉に任官して近衛歩兵第三聯隊附となり、同七年十月中尉になつたが九年三月豊橋歩兵第十八聯隊附に轉じ田村部隊に加はつて渡滿、約一年半滿洲の曠野に匪賊を追うて活躍し武勳に輝きつゝ十年十二月凱旋、同時に再び近歩三附になつたものである。従つて今回の叛亂軍將校との交際は僅々二、三ヶ月の短いものであつた。軍務に追はれて未だ獨身だつた彼は世田ヶ谷區太子

元歩兵中尉 丹 生 誠 忠 (廿九歳)

明治四十一年十月十五日、豫備海軍少將丹生猛彦氏の長男に生れた。本籍は鹿児島市草平町三七四二で薩摩つばいだが、少年時代は父少將の任地を横須賀、佐世保、吳等轉々し、鹿児島に歸つたのは大正十三年に吳中學三年生から鹿児島一中に轉じた時だけ、それも僅か一年ばかりで同十四年には上京して麻布中學に入り、三省會を経て陸軍士官學校に入學した。昭和六年七月第四十三期生として陸士卒業、十月任官して歩兵一聯隊附となり、同九年三月中尉、そして十年九月には世田ヶ谷區北澤三の八八山口瀧之助氏女す奈美夫人(廿三歳)と結婚して同町四、五八六に一戸を構え、郷里から實母廣子夫人(五一歳)を呼びよせ母子三人のさやかながら幸福な生活を営んでゐた。色白の美男子だが、……………、日頃西郷隆盛を尊崇し、又栗原とは大の親友であつた。しかし家庭にあつては未だ曾つて驕激な言辭を弄したことがなかつたといふ。

事變後一家は解散して廣子母堂は郷里鹿児島に歸りす奈美夫人は實家山口氏方に歸つてひたすら謹慎の生活を

堂二五〇に父少將と母堂と共に暮してゐた。親孝行な溫順な性格の彼ではあつたが、母方の祖父中橋藤一郎は江藤新平の佐賀の亂に司令として参加廿八才の弱冠の身を刑場の露と消えた熱血兒であつたし、幼時から癡物語などに祖父の話の聞かされてゐた彼の血のなかには矢張り祖父と同じ血潮が流れてゐたのであらう。

元歩兵中尉 坂 井 直 (廿七歳)

彼の父は退役陸軍少將坂井兵吉氏である、明治四十三年八月十三日の生れ。大正十二年に三重縣立津中學から名教中學に轉校し、陸軍士官學校は五・一五事件の後藤映範らと同期の第四十四期、昭和七年七月の卒業である。十月歩兵少尉に任官して歩兵第三聯隊附となり、一時北京に駐劄してゐたこともある。中尉になつたのは九年十月。

父兵吉少將は郷里三重縣三重郡櫻村一三三に悠々餘生を送り、在郷軍人會の三重郡聯合會分會長などを勤めてゐたが、事變勃發と共に愕然色を失つて上京し叛亂戒嚴部隊が無氣味に對峙するなかを「作に會つてその不心得を説いてやる。それでも聴かなければ斬つて了ふ」と傳家の銘刀を小脇きに、坂井の姿を求めて馳け廻つたが遂

に面會出來ず、悄然として歸郷、爾來一切の公職を退き、門戸を固く閉じてひたすら謹慎の生活を送つてゐる。

本年二月九日坂井中尉夫人となつたばかりの平田神宮皇學館長の娘孝子夫人(廿歳)は悦しい新婚生活も僅か十數日、破天荒の大事變のため今は既に思ひ出も暗い未亡人となつて了つたが、兵營に近い麻布龍土町五六の愛の巢も事變後は引き拂つて實父平田館長のもとに歸つてゐる。

元歩兵中尉 竹 蔦 繼 夫 (卅歳)

明治四十年五月廿六日滋賀縣甲賀郡土山町南土山二三二に生れた。幼年學校を経て昭和三年七月第四十期生として陸軍士官學校を卒業したが恩賜賞組のトップである。しかし秀才型にありがちなせゝこまじきとは凡そ反對の豪放磊落な性格で同年十月歩兵少尉任官と共に若松歩兵第廿九聯隊附となつて赴任したがこゝでも選ばれて聯隊旗手を勤め滿洲事變にも出動して剛氣な戦闘ぶりを示した。昭和六年十月中尉に進み八年一月凱旋、九年八月豊橋陸軍教導學校歩兵隊附となり、妻子と共に豊橋市小池町京塚二の四小柳津山次郎氏方に同居してゐたが、

元砲兵中尉 田 中 勝 (廿六歳)

明治四十四年一月十六日山口縣豊浦郡長府町才川六二田中富作氏の息として生れ昭和八年七月第四十五期生として陸軍士官學校卒業、砲兵少尉任官と共に市川野戰重砲兵第七聯隊附となり市川市市川一の一〇〇第二大正湯こと佐藤榮四郎氏方に下宿してゐたが、昨年十月中尉に昇進すると下關市富田町平山幸一氏妹久子さん(廿四歳)との間に縁談が成立、十二月廿五日日出度く結婚して江戸川區小岩町二の二七四に小やかな一戸を構えて新婚の生活を娛しんでゐた。彼はやゝ情直徑行的なところがあり、幼時から郷里の誇り乃木大將を師表に仰ぐやう教育をうけてゐたが、彼自身は同じ郷里の誇りでも乃木將軍よりは寧ろ幕末の革命兒吉田松蔭を崇拜し、その經國論に傾倒してゐた。一面非常な子供好きでよく附近の子供等と一緒に戯れてゐる姿が見かけられた。

山口の實家には實父富作氏母信子さんがゐるが姉早苗さんは下關市關西小學校に奉職中である。久子夫人は事變後家を疊んで實家に歸つた。

事變勃發の數日前、妻とは離別して、後顧の憂ひを斷つてゐる。

元歩兵中尉 對 馬 勝 雄 (廿九歳)

青森市造道字浪打五八の三、海產物業對馬嘉七の長男、明治四十一年十一月十五日生れ。青森中學の一年生から仙臺幼年學校を経て陸軍士官學校に入り、中橋、栗原らと同期の第四十一期生として卒業した。生一本で眞面目な性格なので成績もよく、同年十月少尉任官と共に弘前歩兵第卅一聯隊附となり聯隊旗手を勤め、滿洲事變にも出動して護國の第一線に活躍し……功六級の金鷄勳章となつて彼の武勳を物語つてゐる。昭和七年十月中尉、凱旋後昭和九年三月豊橋陸軍教導學校歩兵隊附となり赴任したが彼地で静岡縣人松永正壽氏女千代子夫人(廿五歳)と結婚し豊橋市前田町六八に靜な生活を送つてゐた。そして本年一月十六日には愛の結晶長男好彦君すら設けたが、愈々行動参加を決心した彼は、事變直前離別を覺悟、表面は千代子夫人の産後の保養を口實に無理押しに實家へかへして了ひ、自分一人の身輕さとなつてゐたものである。

元砲兵少尉 安 田 優 (廿五歳)

熊本縣天草郡宮地村小宮地三六四五の名望家安田清五郎氏(五五歳)の次男、明治四十五年二月一日の生れである。縣立濟々嶺から陸軍士官學校に入り昭和九年六月卒業の第四十六期生。同年十月砲兵少尉に任官して旭川野砲兵第七聯隊附となり第七師團先發隊に加はつて渡滿し、匪賊を追つて滿洲の野を馳驅した。凱旋後昨年七月聯隊から選ばれて陸軍砲工學校に入學爾來實姉ほしのさん(廿歳)の婚家杉並區上荻窪二の九七富田義雄氏方に同居して通學してゐたが、青年將校との往來はこの頃からのことである。しかし表面は何事もなげに黙々と勉強に専念してゐたので實姉なども殆んど何にも氣附かなかつたといふ。

實家には父清五郎氏の他、母くまさん(五十歳)及び弟妹がゐるが、清五郎氏は村長の職を退いて謹慎してゐる。

元工兵少尉 中 島 莞 爾 (廿五歳)

郷里は香田元大尉と同じ佐賀縣小城郡の小城町一二八。大正元年十月十九日退役陸軍歩兵中尉中島荒次郎氏

の三男に生れ、中學も香田と同じ小城中學。熊本幼年學校を経て陸軍士官學校に入り安田元少尉と同期の第四十六期生として昭和九年六月卒業。第六席の好成绩で將來を大いに賜望されてゐた。だが陸士時代區隊長として直接彼の訓育にあたつたのが村中孝次であつたので彼は多分に村中の感化を受けたのである。卒業後同年十月工兵少尉に任官、津田沼鐵道第二聯隊附となり、昨年七月陸軍砲工學校に入學、牛込區戸山町二八に住んでゐたがまだ獨身であつた。謹嚴の權化のやうな性格で友人間には彼の名をもじつて「なかなかニコリとせぬ莞爾さん」といふ洒落が行はれてゐたくらゐで、笑ふことの極めて少ない、始終何事かを深く考へてゐるやうな生眞面目な人間であつた。郷里には父荒次郎氏、母いく子夫人（四九歳）五男恭彦君（十九歳）などがあるが兄中島卓逸氏は航空兵大尉として目下滿洲に活躍中である。

元歩兵少尉 林 八 郎（廿三歳）

大正三年九月五日元金澤歩兵第七聯隊長、上海事變の勇士故林大八少將の次男に生れ、昨年六月第四十八期生として陸軍士官學校卒業、同十月少尉に任官して歩兵第三聯隊附となり、本年二月九日熊本市萬町湯川茂雄氏長女知恵子さん（廿歳）と結婚して杉並區西高井戸一〇〇に新家庭を營んだのも束の間、知恵子夫人は泣き切れぬ思ひを抱いて今では實家に歸つてゐる。實父猛雄氏は三角町長も勤めた土地の名望家。

元歩兵少尉 清 原 康 平（廿三歳）

大正三年一月十四日生れ、熊本縣宇土郡三角町三角浦九二六清原猛雄氏の五男、縣立濟々聲から陸軍士官學校に進み昨年六月卒業、十月任官と同時に歩兵第三聯隊附となり、本年二月九日熊本市萬町湯川茂雄氏長女知恵子さん（廿歳）と結婚して杉並區西高井戸一〇〇に新家庭を營んだのも束の間、知恵子夫人は泣き切れぬ思ひを抱いて今では實家に歸つてゐる。實父猛雄氏は三角町長も勤めた土地の名望家。

元歩兵少尉 池 田 俊 彦（廿三歳）

大正三年十二月廿四日生れ、實家は鹿児島市西千石町八五にあるが、昨年陸士卒同十月任官して歩一附となり爾來營内に住んでゐた。

元歩兵少尉 常 盤 稔（廿三歳）

大正三年六月原籍地大分縣宇佐郡八幡村永井九三二で

一聯隊附となつたものである。

林歳少尉の心の龜鑑は江灣鎮で護國の鬼となつた父大八少將の武人としての態度であつた。廿三才の弱年にして彼は既に憂國の至情から一命を抛つ覺悟を固めたのである。豊島區目白町三の二五七〇には「あれはまだ子供でしたのに」と雄々しいなかにも涙を隠し切れぬ秀子母堂（四十四歳）の他五人の兄妹が偲しく慕してゐる。

元歩兵少尉 高 橋 太 郎（廿四歳）

大正二年一月一日金澤市本多町に於て故高橋金吾氏の二男に生れ、後埼玉縣粕壁中學に入つたが牛込成城中學に轉じ、同校四年から陸軍士官學校に入學、林と同期生として昭和九年六月卒業十月には歩兵少尉に任官して歩兵第三聯隊附となり事變當時まで同聯隊の旗手であつた。父金吾氏は東電腰ヶ谷出張所長時代昭和七年に物故、實母勢似さん（五十二歳）はわけあつて神戸に別居してをり、現在浦和市岸町二二三の實家は伯母にあたる山田流琴曲師匠齋藤桂さんがあづかり高橋の實弟治郎君（十九歳）はこゝから東京外語の佛語科に通つてゐるが、高橋自身は成城中學時代以來引きつゞき面倒を見て貰つて常盤光行の長男として生れ、九人兄弟の長兄である。昨年陸士を出て歩三附となり營内に居住してゐたが、父光行氏は現在福岡市小柳町に住み、最近までは福岡聯隊區に勤めてゐたがその後福岡市役所兵事課に勤めてゐる。

元歩兵少尉 麥 屋 清 濟（廿七歳）

明治四十三年六月九日埼玉縣大里郡折原村折原九二生れ。彼は今回の事變關係元現役將校中唯一の幹部候補生出で、幹部候補生として佐倉歩五七に入隊したのが昭和五年十二月、九年三月歩兵少尉に任官して昨年九月附で歩兵第三聯隊に轉じて來たもの。事變當時は赤坂區青山北町四の四三に住んでゐた。

元歩兵少尉 鈴木 金 次 郎（廿三歳）

原籍は茨城縣新治郡關川村井關二五だが、育つたの宮城縣石巻中學に奉職する伯父のものであつた。大正三年五月一日生れで、石巻中學から陸士に入り昨年卒業任官して歩三附となる。原籍地には嚴父幹氏がゐる。

元歩兵少尉 今 泉 義 道（廿三歳）

に面會出來ず、悄然として歸郷、爾來一切の公職を退き、門戸を固く閉してひたすら謹慎の生活を送つてゐる。

本年二月九日坂井中尉夫人となつたばかりの平田神宮皇學館長の娘孝子夫人(廿歳)は悦しい新婚生活も僅か十數日、破天荒の大事變のため今は既に思ひ出も暗い未亡人となつて了つたが、兵營に近い麻布龍土町五六の愛の巢も事變後は引き拂つて實父平田館長のもとに歸つてゐる。

元歩兵中尉 竹 嵩 繼 夫 (廿歳)

明治四十年五月廿六日滋賀縣甲賀郡土山町南土山二三に生れた。幼年學校を経て昭和三年七月第四十期生として陸軍士官學校を卒業したが恩賜賞組のトップである。しかし秀才型にありがちなせゝこまじきとは凡そ反對の豪放磊落な性格で同年十月歩兵少尉任官と共に若松歩兵第廿九聯隊附となつて赴任したがこゝでも選ばれて聯隊旗手を勤め滿洲事變にも出動して剛氣な戦闘ぶりを示した。昭和六年十月中尉に進み八年一月凱旋、九年八月豊橋陸軍教導學校歩兵隊附となり、妻子と共に豊橋市小池町京塚二の四小柳津山次郎氏方に同居してゐたが、

事變勃發の數日前、妻とは離別して、後顧の憂ひを斷つてゐる。

元歩兵中尉 對 馬 勝 雄 (廿九歳)

青森市造道字浪打五八の三、海産物業對馬嘉七の長男、明治四十一年十一月十五日生れ。青森中學の一年生から仙臺幼年學校を経て陸軍士官學校に入り、中橋、栗原らと同期の第四十一期生として卒業した。生一本で眞面目な性格なので成績もよく、同年十月少尉任官と共に弘前歩兵第廿一聯隊附となり聯隊旗手を勤め、滿洲事變にも出動して護國の第一線に活躍し……功六級金の勳章となつて彼の武勳を物語つてゐる。昭和七年十月中尉、凱旋後昭和九年三月豊橋陸軍教導學校歩兵隊附となり赴任したが彼地で静岡縣人松永正壽氏女千代子夫人(廿五歳)と結婚し豊橋市前田町六八に靜な生活を送つてゐた。そして本年一月十六日には愛の結晶長男好彦君すら設けたが、愈々行動参加を決心した彼は、事變直前離別を覺悟、表面は千代子夫人の産後の保養を口實に無理押しに實家へかへして了ひ、自分一人の身輕さとなつてゐたものである。

元砲兵中尉 田 中 勝 (廿六歳)

明治四十四年一月十六日山口縣豐浦郡長府町才川六二田中富作氏の息として生れ昭和八年七月第四十五期生として陸軍士官學校卒業、砲兵少尉任官と共に市川野戦重砲兵第七聯隊附となり市川市市川の一〇〇第二大正湯と佐藤榮四郎氏方に下宿してゐたが、昨年十月中尉に昇進すると下關市富田町平山幸一氏妹久子さん(廿四歳)との間に縁談が成立、十二月廿五日日出度く結婚して江戸川區小岩町二の二七四に小やかな一戸を構えて新婚の生活を娛しんでゐた。彼はやゝ情直徑行的なところがあり、幼時から郷里の誇り乃木大將を師表に仰ぐやう教育をうけてゐたが、彼自身は同じ郷里の誇りでも乃木將軍よりは寧ろ幕末の革命兒吉田松蔭を崇拜し、その經國論に傾倒してゐた。一面非常な子供好きでよく附近の子供等と一緒に戯れてゐる姿が見かけられた。

山口の實家には實父富作氏母信子さんがゐるが姉早苗さんは下關市關西小學校に奉職中である。久子夫人は事變後家を疊んで實家に歸つた。

元砲兵少尉 安 田 優 (廿五歳)

熊本縣天草郡宮地村小宮地三六四五の名望家安田清五郎氏(五五歳)の次男、明治四十五年二月一日の生れである。縣立濟々聲から陸軍士官學校に入り昭和九年六月卒業の第四十六期生。同年十月砲兵少尉に任官して旭川野砲兵第七聯隊附となり第七師團先發隊に加はつて渡滿し、匪賊を追つて滿洲の野を馳驅した。凱旋後昨年七月聯隊から選ばれて陸軍砲工學校に入學爾來實姉ほしのさん(廿歳)の婚家杉並區上荻窪二の九七富田義雄氏方に同居して通學してゐたが、青年將校との往來はこの頃からのことである。しかし表面は何事もなげに黙々と勉強に専念してゐたので實姉なども殆んど何にも氣附かなかつたといふ。

實家には父清五郎氏の他、母くまさん(五十歳)及び弟妹がゐるが、清五郎氏は村長の職を退いて謹慎してゐる。

元工兵少尉 中 島 莞 爾 (廿五歳)

郷里は香田元大尉と同じ佐賀縣小城郡の小城町一二八。大正元年十月十九日退役陸軍歩兵中尉中島荒次郎氏

の三男に生れ、中學も香田と同じ小城中學。熊本幼年學校を経て陸軍士官學校に入り安田元少尉と同期の第四十六期生として昭和九年六月卒業。第六席の好成绩で將來を大いに喝望されてゐた。だが陸士時代區隊長として直接彼の訓育にあたつたのが村中孝次であつたので彼は多分に村中の感化を受けたのである。卒業後同年十月工兵少尉に任官、津田沼鐵道第二聯隊附となり。昨年七月陸軍砲工學校に入學、牛込區戸山町二八に住んでゐたがまだ獨身であつた。謹嚴の權化のやうな性格で友人間には彼の名をもじつて「なかなかニコリともせぬ莞爾さん」といふ洒落が行はれてゐたくらゐで、笑ふことの極めて少ない、始終何事かを深く考へてゐるやうな生真面目な人間であつた。郷里には父荒次郎氏、母いく子夫人（四九歳）五男恭彦君（十九歳）などがあるが兄中島卓逸氏は航空兵大尉として目下滿洲に活躍中である。

元歩兵少尉 林 八 郎（廿三歳）

大正三年九月五日金澤歩兵第七聯隊長、上海事變の勇士故林大八少將の次男に生れ、昨年六月第四十八期生として陸軍士官學校卒業、同十月少尉に任官して歩兵第三聯隊區市ヶ谷々町五六伯母原好さん（六十一歳）方に同居してゐたものである。

元歩兵少尉 清 原 康 平（廿三歳）

大正三年一月十四日生れ、熊本縣宇土郡三角町三角浦九二六清原猛雄氏の五男、縣立濟々養から陸軍士官學校に進み昨年六月卒業、十月任官と同時に歩兵第三聯隊附となり、本年二月九日熊本市萬町湯川茂雄氏長女知恵子さん（廿歳）と結婚して杉並區西高井戸一〇〇に新家庭を營んだのも束の間、知恵子夫人は泣き切れぬ思ひを抱いて今では實家に歸つてゐる。實父猛雄氏は三角町長も勤めた土地の名望家。

元歩兵少尉 池 田 俊 彦（廿三歳）

大正三年十二月廿四日生れ、實家は鹿児島市西千石町八五にあるが、昨年陸士卒同十月任官して歩一附となり爾來營内に住んでゐた。

元歩兵少尉 常 盤 稔（廿三歳）

大正三年六月原籍地大分縣宇佐郡八幡村永井九三二で

一聯隊附となつたものである。

林歳少尉の心の龜鑑は江灣鎮で護國の鬼となつた父大八少將の武人としての態度であつた。廿三才の弱年にして彼は既に憂國の至情から一命を抛つ覺悟を固めたのである。豊島區目白町三の二五七〇には「あれはまだ子供でしたのに」と雄々しいなかにも涙を隠し切れぬ秀子母堂（四十四歳）の他五人の兄妹が泣しく暮してゐる。

元歩兵少尉 高 橋 太 郎（廿四歳）

大正二年一月一日金澤市本多町に於て故高橋金吾氏の二男に生れ、後埼玉縣粕壁中學に入つたが牛込成城中學に轉じ、同校四年から陸軍士官學校に入學、林と同期生として昭和九年六月卒業十月には歩兵少尉に任官して歩兵第三聯隊附となり事變當時まで同聯隊の旗手であつた。父金吾氏は東電腰ヶ谷出張所長時代昭和七年に物故、實母勢似さん（五十二歳）はわけあつて神戸に別居してをり、現在浦和市岸町二二三の實家は伯母にあたる山田流琴曲師匠齋藤桂さんがあづかり高橋の實弟治郎君（十九歳）はこゝから東京外語の佛語科に通つてゐるが、高橋自身は成城中學時代以來引きつゞき面倒を見て貰つて常盤光行の長男として生れ、九人兄弟の長兄である。昨年陸士を出て歩三附となり營内に居住してゐたが、父光行氏は現在福岡市小柳町に住み、最近までは福岡聯隊區に勤めてゐたがその後福岡市役所兵事課に勤めてゐる。

元歩兵少尉 麥 屋 清 濟（廿七歳）

明治四十三年六月九日埼玉縣大里郡折原村折原九二生れ。彼は今回の事變關係元現役將校中唯一の幹部候補生出で、幹部候補生として佐倉歩五七に入隊したのが昭和五年十二月、九年三月歩兵少尉に任官して昨年九月附で歩兵第三聯隊に轉じて來たもの。事變當時は赤坂區青山北町四の四三に住んでゐた。

元歩兵少尉 鈴木 金 次 郎（廿三歳）

原籍は茨城縣新治郡關川村井關二五だが、育つたの宮城縣石巻中學に奉職する伯父のものであつた。大正三年五月一日生れで、石巻中學から陸士に入り昨年卒業任官して歩三附となる。原籍地には嚴父幹氏がゐる。

元歩兵少尉 今 泉 義 道（廿三歳）

退役海軍大佐現在海洋少年團長原道太氏の四男として大正三年五月廿四日出生。その後叔父にあたる佐賀市松原町一八二元佐世保海軍人事部長故今泉利清氏の養子となつたもので昨年陸士卒業、近歩三附となる。實父原大佐は神奈川縣鎌倉大町一一〇八に住んでゐる。

元歩兵大尉 亡野 中 四郎 (卅四歳)

原籍岡山市船頭町現在中野區江古田一五〇に住む退役陸軍少將野中勝明氏の四男として明治卅六年十月廿七日出生。その後岡山市下石井町四七二元鐵道技師野中類三郎氏の養子となつたが多く實家で成育した。

大正六年陸軍中央幼年學校から陸士に進み、同十三年第卅六期生として陸士卒、十月任官と同時に歩一附となり十四年五月に歩三附に轉じ昭和二年十月中尉、八年八月大尉に進み歩兵學校に入學して卒業後歩兵第三聯隊中隊長になり事變當時は第五中隊長であつた。

彼の家庭は流石に軍人のそれだけに至つて嚴格であつたので、彼も又性質劍現在佐倉聯隊中隊長を勤めて居る次兄野中次郎大尉(卅六歳)が陸士在學中下級生たる四郎の敬禮のし方が悪いとて嚴叱したのは有名な話だがこれに任職中であつたが、湯河原に牧野倭襲撃の際傷いて陸軍衛戍病院熱海分院に收容中自決した。まだ獨身で長兄旭氏は郷里にあり次兄司氏は目下上野松坂屋に勤めてゐる。

元歩兵少尉 山 本 又 (四二歳)

靜岡縣賀茂郡仁科村一色一二八の出身、大正四年現役志願兵として靜岡歩三四に入隊一兵卒から果進して昭和三年の濟南事件には特務曹長として出征同五年五月歩兵少尉任官と共に現役を退き、昭和八年文部省の中等體操教員養成所を卒業して爾來府下府中町の明星中學に體操教師を奉職してゐた。

彼は日頃村中、濫川、磯部等と往來し、劍道は四段、隆々たる氣骨の持主で、且つ熱心な日蓮宗の信者であつた。府下國分寺村櫻雪莊住宅地の自宅には榮子夫人(卅三歳)との間に晴保君(十四歳)良子さん(十二歳)照代さん(七歳)一心君(當歳)の四兒がある。

常 人

を見ても如何に嚴格な家庭であつたか何はれる。

昭和九年五月現福島地方檢事正増田晴彦氏の女美保子夫人(廿五歳)と結婚して四各區左門町九二に一家を構え長女保子を設けたが家庭にある彼は平凡な主人で、常日頃は寝そべつてキングなどに讀みふけり、一見叛亂軍などとは見そ縁のなさうな人物であつたが、内面には火如のき愛國心を抱いてゐた。事變鎮定の廿九日陸相官邸で見事に自決して果てたのであつた。

美保子夫人は一女と共に實家に歸つてをり、實父野中少將の一家はひたすら謹慎の日を送つてゐる。

元航空兵大尉 亡河 野 壽 (卅歳)

熊本縣飽託郡花園村六八六海軍少將河野左金太氏の三男。明治四〇年三月廿七日生れ。大正十年濟々嶺から熊本幼年學校に移り、昭和三年陸士卒業十月砲兵少尉に任官し横須賀重砲兵聯隊附となつた。昭和五年十月中尉に進み同八年野砲七聯隊附に轉じたが九年二月所澤陸軍飛行學校機關科に入學十月卒業と同時に航空兵中尉となり更に昨年八月大尉に進むと同時に第五十七期操縱科學生として再び所澤飛行學校に入學事變當時は所澤町玉屋旅

元歩兵大尉 村 中 孝 次 (卅四歳)

明治卅六年十月三日北海道旭川市五條十三丁目に生れ旭川中學から仙臺幼年學校を経て陸士に入り大正十四年卒業。任官と同時に旭川歩二七附となり昭和二年には中尉に進んで士官學校區隊長に轉じた。五・一五事件關係の士官候補生の殆んど全部が彼の教え子であつたのも偶然ではない。昭和七年十二月陸大入學同九年三月大尉に進み歩二六の大隊副官となつたが九年四月磯部淺一らと共に某事件關係で檢舉されたが證據不十分で不起訴になり、續いて「肅軍小冊子」問題で遂に免官となつた。浪人後も常人、現役青年將校等右翼急進分子中の中心的人物として活躍を續けて來たものであるが性剛直、劍道は三段であつた。原宿同潤會アパートには信子夫人との間に一男がある。

元一等主計 磯 部 淺 一 (卅二歳)

山口縣大津郡菱海村河原一五二〇の出身で明治三十八年四月一日生れ。廣島幼年學校から陸士に入り大正十五年卒業して同十月歩兵少尉任官と同時に朝鮮咸興の歩七

退役海軍大佐現在海洋少年團長原道太氏の四男として大正三年五月廿四日出生。その後叔父にあたる佐賀市松原町一八二元佐世保海軍人事部長故今泉利清氏の養子となつたもので昨年陸士卒業、近歩三附となる。實父原大佐は神奈川縣鎌倉大町一一〇八に住んでゐる。

元歩兵大尉 亡野 中 四郎 (卅四歳)

原籍岡山市船頭町現在中野區江古田一五〇に住む退役陸軍少將野中勝明氏の四男として明治廿六年十月廿七日出生。その後岡山市下石井町四七二元鐵道技師野中類三郎氏の養子となつたが多く實家で成育した。

大正六年陸軍中央幼年學校から陸士に進み、同十三年第卅六期生として陸士卒、十月任官と同時に歩一附となり十四年五月に歩三附に轉じ昭和二年十月中尉、八年八月大尉に進み歩兵學校に入學して卒業後歩兵第三聯隊中隊長になり事變當時は第五中隊長であつた。

彼の家庭は流石に軍人のそれだけに至つて嚴格であつたので、彼も又性眞劍現在佐倉聯隊中隊長を勤めて居る次兄野中次郎大尉(卅六歳)が陸士在學中下級生たる四郎の敬禮のし方が悪いとて嚴叱したのは有名な話だがこれ館に住み、在學中であつたが、湯河原に牧野伯鸞學の際傷いて陸軍衛戍病院熱海分院に收容中自決した。まだ獨身で長兄旭氏は郷里にあり次兄司氏は目下上野松坂屋に勤めてゐる。

元歩兵少尉 山 本 又 (四二歳)

靜岡縣賀茂郡仁科村一色一二八の出身、大正四年現役志願兵として靜岡歩三四に入隊一兵卒から果進して昭和三年の濟南事件には特務曹長として出征同五年五月歩兵少尉任官と共に現役を退き、昭和八年文部省の中等體操教員養成所を卒業して爾來府下府中町の明星中學に體操教師を奉職してゐた。

彼は日頃村中、澁川、磯部等と往來し、劍道は四段、隆々たる氣骨の持主で、且つ熱心な日蓮宗の信者であつた。府下國分寺村櫻雪莊住宅地の自宅には榮子夫人(卅三歳)との間に晴保君(十四歳)良子さん(十二歳)照代さん(七歳)一心君(當歳)の四兒がある。

常 人

を見ても如何に嚴格な家庭であつたか伺はれる。

昭和九年五月現福島地方檢察正増田曙彦氏の女美保子夫人(廿五歳)と結婚して四谷區左門町九二に一家を構え長女保子を設けたが家庭にある彼は平凡な主人で、常日頃は寢そべつてキングなどに讀みふけり、一見叛亂軍などゝは凡そ縁のなきうな人物であつたが、内面には火如のき憂國心を抱いてゐた。事變鎮定の廿九日陸相官邸で見事に自決して果てたのであつた。

美保子夫人は一女と共に實家に歸つてをり、實父野中少將の一家はひたすら謹慎の日を送つてゐる。

元航空兵大尉 亡河 野 壽 (卅歳)

熊本縣飽託郡花園村六八六海軍少將河野左金太氏の三男。明治四〇年三月廿七日生れ。大正十年濟々嶺から熊本幼年學校に移り、昭和三年陸士卒業十月砲兵少尉に任官し横須賀重砲兵聯隊附となつた。昭和五年十月十中尉に進み同八年野砲七聯隊附に轉じたが九年二月所澤陸軍飛行學校機關科に入學十月卒業と同時に航空兵中尉となり更に昨年八月大尉に進むと同時に第五十七期操縱科學生として再び所澤飛行學校に入學事變當時は所澤町玉屋旅

元歩兵大尉 村 中 孝 次 (卅四歳)

明治卅六年十月三日北海道旭川市五條十三丁目に生れ旭川中學から仙臺幼年學校を経て陸士に入り大正十四年卒業。任官と同時に旭川歩二七附となり昭和二年には中尉に進んで士官學校區隊長に轉じた。五・一五事件關係の士官候補生の殆んど全部が彼の教え子であつたのも偶然ではない。昭和七年十二月陸大入學同九年三月大尉に進み歩二六の大隊副官となつたが九年四月磯部淺一らと共に某事件關係で檢舉されたが證據不充足で不起訴になり、續いて「肅軍小冊子」問題で遂に免官となつた。浪人後も常人、現役青年將校等右翼急進分子の中の中心的人物として活躍を續けて來たものであるが性剛直、劍道は三段であつた。原宿同潤會アパートには信子夫人との間に一男がある。

元一等主計 磯 部 淺 一 (卅二歳)

山口縣大津郡菱海村河原一五二〇の出身で明治三十八年四月一日生れ。廣島幼年學校から陸士に入り大正十五年卒業して同十月歩兵少尉任官と同時に朝鮮咸興の歩七

四附となり昭和三年中尉に進んだが昭和七年六月陸軍計理學校丙種科に入り八年五月卒業して二等主計となり近歩四附、野砲一附を経て九年八月一等主計になった。しかし彼の國家革新思想は益々旗幟鮮明となり、在京青年將校と常に往來してゐたが村中らと共に某事件に連坐して不起訴とはいふものの、九年四月二日附停職處分をうけた。その後「肅軍小冊子」問題のため免官となつたが引き続き所信に向つて邁進してゐたもの。身長五尺七寸、十九貫の堂々たる體軀の持主で、理論は同志を壓してゐた。事變當時の住所は澁谷區代々木山谷三〇八山宮アパ1ト。

元陸軍士官學校生徒 澁川善助(卅一歳)

福島縣若松市七日町六一に魚問屋を營む資産家澁川株式會社々長澁川利吉氏の長男である。大正十五年會津中學四年から陸士に入學、同校豫科卒業の際に恩賜の銀時計を拜受した程の秀才であつたが若松歩二九に士官候補生として勤務中本科二年在學中途に退學處分に附された。その後彼は明大法科に入り卒業後は興亞學塾、啓天塾、

の核心社にも同人として加入してゐた。裁暗殺未遂の埼玉挺身隊事件には黒幕關係で取調べられ、昭和九年統天塾一味の高樹町郵便局ギャング事件には一味に拳銃を貸與した件で起訴され、その後保釋中であつたもので、小石川區水道端二の六四直心道場内の自宅には絹子夫人(廿三歳)がある。

辯理士 水上源一(卅九歳)

原籍は神田區西神田二の二で江戸つ子だが育ちには北海道。函館商船學校を経て日大法科を卒業し後辯理士を營んでゐたが、兵役關係では電信兵である。かねて右翼思想を抱き埼玉挺身隊事件にも關係して起訴されたが、この頃から澁川善助を知り彼を通じてその他の同志とも交るやうになつた。昨年九月麻布霞町一に住んでゐた頃は栗原中尉が頻々と出入してたが生活は相當困つてゐた模様である。

事變後初音夫人(廿六歳)は一子直子さん(三歳)を件つて澁谷區圓山町四佐藤ハウスの一室に人目を避けて引越し、母子二人きりの淋しい生活を續けてゐる。(了)

判決に對する感想

嘆くのみ

阿部眞之助

私は二二六事件を、實に情けないことだと、心から悲んでゐるのであるが、その被告達の判決を聞いて、その悲しみを二重にした。私は刑の宣告が、重いか軽いか、そんなことを考へてゐるのではない。これだけの多くの人々を、死刑にしなければならぬやうな、事態が持ち上つたことを、何度も反芻して、嘆くのだ。

かやうな不祥事の生れたのは、世の中の狀態が悪いのだと説くものをよく耳にする。私もその通りだと考へる。善い世の中なら、あゝした事件が起りやうがないからである。だから世の中を、善くするやうに、努力するのは、私達の義務に相違ないが、餘り世の中の惡さを強調し過ぎると、個人の、世の中に對する責任を、忘れさせ勝ちになる虞れがある。社會が如何に惡くも、社會の中にある個々人の責任は、これがため、寸毫も割引さるべきものではないのだ。